

18 核燃料税

(単位:件,千円)

	件数	課税標準額	調定額
平成13年度	2	19,032,638	1,332,285
平成14年度	1	5,642,916	395,004
平成15年度	3	11,836,014	1,082,309
平成16年度	1	4,768,004	476,800
平成17年度	2	6,105,858	610,586
平成18年度	1	3,334,087	333,409
平成19年度	3	5,271,248	527,125
平成20年度	1	2,830,275	283,028
平成21年度	3	7,985,715	958,285
平成22年度	2	5,150,180	618,021
平成23年度	-	-	-

(注) この調は、当該年度において課税したものについて作成した。

19 鉱区税

(単位:件,百アール,千円)

区分	総鉱区		非課税鉱区		課税対象鉱区		調定額
	件数	面積又は延長	件数	面積又は延長	件数	面積又は延長	
試掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区	-	-	-	-	-	-
	その他	4	184	-	-	5	801
採掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区	-	-	-	-	-	-
	その他	46	8,034	6	208	40	7,848
砂鉱区	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区	2	37	-	-	2	38
	法第180条第1項第2号に規定する鉱区	-	-	-	-	-	-
計	52		6		47		3,235

(注)

1 「総鉱区」及び「非課税鉱区」欄の面積又は延長については実数を積み上げた後、百アール又は千メートル未満の端数があるときは、これを四捨五入し、「課税対象鉱区」欄の面積又は延長については、当該年度において課税した全ての鉱区（賦課期日以後において発生、消滅したものを含む。）について、法第180条第3項の規定により百アール（千メートル）未満の端数を百アール（千メートル）とみなした後の面積を積み上げている。したがって、「非課税鉱区」と「課税対象鉱区」の合計は「総鉱区」の数値と一致しない。

事務所別内訳

(単位:件,百アール,千円)

区分	大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩釜	北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県計
試掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	3	-	-	-	-	-	2	-	-	5
採掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	182	-	-	-	-	-	619	-	-	801
砂鉱区	河床に存するもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	1	-	5	-	8	19	1	4	40
計	件数	3	2	-	5	-	8	19	4	4	47
	調定額	36	97	-	340	-	596	1,877	100	161	3,235

(件数,面積,延長は,当年度に課税したものについて記載した。)